令和８年度　第５回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和８年８月２５日

令和８年度　第５回定例総会議事録

１．日　時　　令和８年８月２５日　午後１時３０分

２．場　所　　丹波市役所春日庁舎４階　大会議室

３．出席者

○農業委員　（２３名）

（柏原地域）	１番 亀井　昌一	２番 堀　　巧	
（氷上地域）	３番 池田　将徳	４番 荻野　敏伸	５番 兼古　善明
	６番 平松　稔久	７番 福井　脩	
（青垣地域）	９番 足立　篤夫	10番 足立　正則	11番 荻野　一喜
（春日地域）	12番 荻野　清	13番 荻野隆太郎	14番 小橋　季敏
	15番 婦木　克則	16番 家辺　安世	
（山南地域）	17番 足立　利光	18番 岸本　好量	19番 田中　幸治
	20番 野垣　克已		
（市島地域）	21番 荒木　研也	22番 鈴木　秀三	23番 髙見　良弘
	24番 橋本　慶子		

○欠席委員　（１名）

８番 山本　浩子

○事務局　　（３名）

４．議事

議案第　１　号　農地法第３条の規定による許可申請承認について
議案第　２　号　農地法第４条の規定による許可申請承認について
議案第　３　号　農地法第５条の規定による許可申請承認について
議案第　４　号　非農地証明願承認について
議案第　５　号　農用地利用集積等促進計画に係る意見について（別冊）
報告第　１　号　農地の一時利用届について
報告第　２　号　農地の形状変更届について
報告第　３　号　公共工事の届出について
報告第　４　号　農業経営改善計画の認定について（別冊）

５．閉会

１．開会

○議長　定刻より早いですが、皆さんお揃いですので、会議を始めたいと思います。

ただいまより、令和８年度丹波市農業委員会第５回定例総会を開会いたします。

初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

２．会長あいさつ

○岸本好量会長　（会長あいさつ）

○事務局　事務局です。

本日の定例総会の出席人数です。議席番号８番の山本委員から欠席の届出がされており、現時点での出席は在任委員２４名中２３名となっております。農業委員会等に関する法律第２７条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことを御報告いたします。以上です。

○議長　ありがとうございます。

３．議事録署名委員の指名

○議長　日程３番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第２０条の規定により「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号１番の亀井委員、議席番号２番の堀委員、両委員よろしくお願いいたします。

なお、本総会の議事録は後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

４．議事

～　議案第１号　番号１番～番号３０番　～

～　議案第４号　番号３番　～

○議長　日程４番、議事に入ります。

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局　議案第１号、番号１番～番号７番、議案第４号、番号３番朗読

○議長　事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告ですが、番号１番は、議案第４号の番号３番と関連と言われましたが、併議として一括で審議を行いますので、よろしくお願いします。

それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員　番号１番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は９ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号、全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、作物は野菜で、草刈機を１台所有されており、今後管理機の購入を検討中とのことです。

続きまして、番号３番の非農地証明を説明させていただきます。

番号３番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は９ページに示しています。

８月１９日の地域委員会で確認したところ、現地は合併浄化槽となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の現状から見て非農地判断としても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成１０年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員　番号２番～番号６番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号２番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は１０ページに示しています。

譲受人は、現在市外に住んでおられますが、拠点となる住居も購入し、今年中には移住し農業経営を開始とのことです。

農機具は、草刈機、トラクターを購入し取り組みたいとのことです。

作付計画は、５筆の内４筆は栗や柑橘系果樹、１筆はハーブ等の予定です。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

次に、番号３番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は１１ページに示しています。

譲受人は市外に住んでおられますが、既に拠点となる住居を購入し週末に通っており、農機具は草刈機と鍬ですが管理機を購入予定で、作付は野菜・花木等です。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

次に、番号４番は、農地を売買により共同名義で取得し、農業規模を拡大したいというもので、図面は１２ページに示しています。

利用計画は、水稲です。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号５番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は１３、１４ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

利用計画は、水稲です。

なお、水稲栽培に係る田植え、稲刈りは、近隣の方に作業委託を予定しており、トラクターはリース予定です。

次に番号６番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は１５ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は、栗です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員　番号７番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号７番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は１６ページに示しています。

利用計画は、水稲で農機具はトラクターを所有し、田植え・稲刈りは近隣農家に作業委託です。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長　氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１番並びに議案第４号の番号３番につきまして、進入する為の通路として通る必要があり併議扱いとしています。質問、意見等はございませんでしょうか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号１番並びに議案第４号の番号３番について、３条は許可することとして、非農地証明願承認は証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号１番は、許可すべきもの、非農地証明願承認の３番は証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、番号２番につきまして、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号２番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号２番は、許可すべきものと決定いたします。

番号３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号３番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号３番は、許可すべきものと決定いたします。

番号４番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員　耕作面積が１つですが、譲受人が２人いますので、この面積はどちらの方の面積になってますか。

○委員　この耕作面積は２人分です。

○委員　分かりました。

○議長　よろしいですか。

○委員　以前にもこの２人で購入された案件がありました。

○議長　ほかに質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号４番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号４番は、許可すべきものと決定いたします。

○議長　番号５番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号５番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号５番は、許可すべきものと決定いたします。

番号６番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号６番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号６番は、許可すべきものと決定いたします。

番号７番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号７番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号７番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局　議案第１号、番号８番、番号９番朗読

○議長　事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員　番号８番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号８番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は１７ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員　番号９番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号９番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は１８ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は、水稲と小豆です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長　青垣地域委員会からの確認報告がございました。

どちらの案件も、その筆とその他の農地についてどのような形になっているかを、先にお答えいただいてよろしいか。農地の一部ですので、他の農地は、譲受人の物なのか。

○委員　周辺農地は譲受人のもので、一部は栗が植えてあります。

○議長　番号９番も同じですか。この筆の横。

○委員　横の田は購入されておりません。左、西側ですが、細長い土地が今回購入される譲受人の所有地です。横の土地を購入し段差を埋めて、耕作面積を増やしたいとのことです。

○議長　それでは、進めてまいります。

番号８番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号８番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号８番は、許可すべきものと決定いたします。

番号９番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号９番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号９番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局　議案第１号、番号１０番～番号２３番朗読

○議長　事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告ですが、番号１０番と番号１１番のみ説明をお願いいたします。

○委員　番号１０番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１０番は、農地を売買により取得して、経営規模を拡大したいというもので、図面は１９ページに示しております。

図面の農業倉庫は近々購入予定で、作付計画は豆です。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、色々なトラクターと道具は所有しておられます。

続きまして、番号１１番も、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１１番は、夫婦間での贈与です。経営も拡大したいということですが、何で夫婦でとありますが、体が不自由になり農作業ができないということで、図面は２０ページに示しております。

耕作者を探されましたが、ないので自分達で農地を荒らさないようにと、夫婦間の生前贈与です。農機具等は、全て揃えてあります。栽培作物は水稲です。

春日地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しており

ます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。
○議長　春日地域委員会から、説明いただきました。
　番号１０番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
　番号１０番について、許可することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号１０番は、許可すべきものと決定いたします。
　番号１１番について、質問、意見等はございませんか。
　○○委員。
○委員　夫婦間で贈与ということですが、御主人名義のままでも別に問題ないのでは。
○委員　色々事情を聞いてますと、ずばり言って体が動かない。早めにこの筆だけは。他の農地は畑とか便利の良い所で、子が農地を荒らさないように協力していこうと。この場所は前から探してましたが、作り手が居なかった。
○委員　健在のうちに相続が発生しないうちにしておこうと。
○委員　ここだけはという事です。
○議長　ほかに質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
　番号１１番について、許可することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号１１番は、許可すべきものと決定いたします。
　次の番号１２番、番号１３番は、農業委員会等に関する法律第３１条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

（該当委員退席）

○議長　番号１２番、番号１３番につきまして、春日地域委員会から確認報告をお願いします。
○委員　番号１２番、番号１３番を、議席番号○番の○○が説明いたします。
　番号１２番、番号１３番は、農地を売買によって取得して、経営規模を拡大したいというものです。譲受人が利用権を設定され耕作している圃場です。今後も水稲です。農機具は揃えておられます。
　中に誓約書とありますが、農業用倉庫が農地のままで、近々非農地証明願を提出されます。
　春日地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。
○議長　春日地域委員会からの確認報告が終わりました。
　番号１２番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号１２番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号１２番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号１３番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号１３番は、許可すべきものと決定いたします。

復席をお願いします。

（該当委員復席）

○議長　番号１４番から番号２３番まで、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員　番号１４番をから番号２１番までを、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１４番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２２ページにございます。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号１５番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２２ページにございます。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事者要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号１６番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２２ページにございます。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号１７番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２２ページにございます。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号１８は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２２、２３ページにございます。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号１９番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２２ページにございます。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号２０番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２３ページにございます。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、番号１４番から番号２０番までは、譲受人が同一でございます。

作付作物の計画は、畑は栗、田は水稲、小麦、豆を輪作管理と聞いております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号２１番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２３ページにございます。

ここには誓約書がついており、読みます。

所有地で農機具を入れている東屋があり、駐車場がないため父親が駐車場にしてしまいました。今後、一筆は２アール未満の届出、もう一筆は、非農地証明願を提出します。何とぞよろしくお願いいたしますとあります。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員　番号２２番と番号２３番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号２２番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２４ページに示しています。

譲受人はトラクター、耕運機など所有しており、既にこの地番で黒大豆を栽培しています。

春日地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号２３番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２５ページに示しています。

譲受人は、町内で１１年農作業に従事しており、刈払機、トラクター、耕運機など所有しております。

作付作物は、栗、野菜を予定しています。

春日地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長　春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１４番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員　番号１４番から番号２０番まで、譲受人が同一で若い地域の農業後継者と理解してますが、耕作面積２１，０８８平米にこの筆数の面積を一度に足すと相当な面積になるし、作業量も増えるが、新たに面積がプラスされた経営規模になると理解してよろしいですか。
○委員　そうです。前から夫名義で３条申請が挙がっており、約２ヘクタールは夫分も入ってます。最終的には大路地区を中心に１０ヘクタールを計画され、徐々に増やす計画でやっておられます。設備投資も計画通りしてもらえれば、従業員を増やす事も計画に組み込まれるので、農業委員として心配してませんが、応援したい意向を持っております。
○委員　分かりました。
○議長　ほかに質問、意見等はございませんか。
○委員　２２、２３ページで教えて欲しいのですが、特に２２ページの農地では譲渡人が以前は何か作っておられたのか、保全管理されていたのか。
○委員　大半でアグリサポートたんばが入っています。今回購入の７～８割は地主がアグリサポートに委託してました。
○委員　保全管理とかではなかった。
○委員　そうです。
○委員　分かりました。
○議長　ほかに質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
番号１４番について、許可することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号１４番は、許可すべきものと決定いたします。
番号１５番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
番号１５番について、許可することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号１５番は、許可すべきものと決定いたします。
番号１６番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
番号１６番について、許可することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号１６番は、許可すべきものと決定いたします。
番号１７番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
番号１７番について、許可することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号１７番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１８番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号１８番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号１８番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１９番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号１９番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号１９番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２０番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号２０番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号２０番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２１番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員　誓約書の地番がこの地図中には出てませんが。

○委員　そうです。譲受人の土地で申請等が出てなかった部分があって、全部効率利用要件から外れているので、今回誓約書、今後２アール未満の届と、非農地証明願を提出しますという誓約書になります。

○委員　この地図以外のところ。

○委員　はい。

○議長　よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号２１番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号２１番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号２２番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号２２番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号２３番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号２３番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局　議案第１号、番号２４番～番号２９番朗読

○議長　事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員　番号２４番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号２４番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２６ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いします。

続けて番号２５番、譲受人は同じです。議席番号○番の○○が説明します。

番号２５番は、農地を贈与により取得して、経営規模を拡大したいというもので、図面は２６ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

計画作物は、番号２４番は水稲、番号２５番は野菜で出されております。

農機具等は、全て持たれております。

○委員　番号２６番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号２６番は、農地を売買により取得をし、農業経営を開始したいというもので、図面は２７ページに示しております。

譲受人は、現在同地域在住ですが、新たに申請地隣の住居を購入し転居予定です。

利用計画は、果樹と一般野菜です。耕運機と草刈機を所有されております。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員　番号２７番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号２７番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２８ページに示しています。

譲受人の実家が同集落内にあり、そこを拠点に農業経営をされています。耕起、田植え、稲刈りは、地元の農業者に委託されています。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員　番号２８番、番号２９番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号２８番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は２９ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

図面の拠点は、売買契約がされており、その宅地の一部と隣接する所に農地がございます。

作物は、一般野菜となります。

番号２９番は、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は３０ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長　山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号２４番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号２４番は許可すべきものと決定いたします。

番号２５番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号２５番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号２５番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２６番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号２６番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号２６番は許可すべきものと決定いたします。

番号２７番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号２７番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号２７番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２８番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号２８番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号２８番は許可すべきものと決定いたします。

番号２９番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員　登記地目が宅地で、現況が畑は珍しいと思いますが、宅地やけど平地か家が建っていて畑になってる。

○委員　登記上は宅地ですが、畑として利用されており現状が畑となっております。

○委員　この場合、３条の農地法の該当なのですね。

○委員　農業委員会は現況主義なので、登記が宅地でも実際が畑でしたら３条申請が挙がる訳です。

○議長　よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号２９番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号２９番は許可すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局　議案第１号、番号３０番朗読

○議長　事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から、確認報告をお願いいたします。

○委員　番号３０番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号３０番は、親子関係にあり、親から農地を贈与により承継というもので、図面は３１ページに示しています。

宅地に接地した畑で、作物は一般野菜です。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長　市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号３０番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号３０番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号３０番は許可すべきものと決定いたします。

～　議案第２号　番号１番　～

○議長　議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局　議案第２号、番号１番朗読

○議長　事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員　番号１番を、議席番号○番の○○が説明します。

図面は３４ページで、細長い農地で椎茸の原木栽培をしています。３期目に入りますので６年が経過します。

営農型太陽光発電設備の申請は、色んな審査のポイントがあり、適切な営農、付近の農作業に支障がないか、周辺農地の営農への影響、反収が８割になってるか等条件があります。地域委員会に２回来ていただいて審査しました。昨年度はひどい干ばつで井戸から水が出ず、収穫量が落ちました。昨年の１２月に農業改良普及センターの指導員に現地調査いただき、一応適切な営農が継続されておる。日照不足はない、付近の農地への影響もないと合格をいただきましたが、榾木が老朽化しており生産が落ちている。干ばつにより８割に到達しない状況です。

指導は、早急な榾木の補填で原木６００本のうち２００本は替えました。計画として今後４００本を１０月までには交換する、交換するための契約書もつけておられます。

榾木も老朽化し難しくなっております。管理する方の実家は市内にありまして、時折土日とかに維持管理に帰られ、農業委員、普及指導員も一緒に見たり話もしている状況で、努力はされており一応合格点ということです。

環境的には整っており、生育状況の普及センターの指導を厳守しながらやっていきたい、全てがこのガイドラインの基準になかなか到達しないですが、今後とも頑張っていきたいという熱意は持っておられます。

農地区分は農振農用地となるために、当該土地を一時的な利用に供するもので、農地に復元するため農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない意見も提出されてます。

従って、隣接所有者、地元等の同意も得られておられます。

また、農地に復元されることも確実でありますが、農地法第４条第２項各号に該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長　春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

ここで、営農型太陽光発電設備についての考え方、審査のポイント等の説明をお願いしたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局　失礼します。事務局です。

初めての委員もおられますので、概要から説明させていただきます。

営農型太陽光発電設備は、一面にソーラーパネルを設置し農地として利用しないというのとは違い、簡易な構造の支柱を立て上部にソーラーパネルを設置。その下で引き続き営農するものです。

全国で、農振農用地内農地また第１種農地を中心に約６，０００件、１，３６１ヘクタールの実績が現状です。

考え方は、農業と発電を両立する為のもので、支柱の基礎部分のみ条件付きで一時転用の審議・許可をすることになっております。

議案書で約６１９平米のうち１．６３や３０２平米のうち０．８２とあるのは、支柱の基礎

部分だけを一時転用して認めるというもので、他は農地として活用することになっております。

３年を経過後、継続するためには簡易申請により、改めて許可申請が必要です。本議案も２回目の再許可申請になります。

再許可の審議は、それまでの営農が適切に継続されているかがポイントになっています。農作物の品質に著しい劣化が生じていないか、地域の平均的な反収と比較して概ね２割以上の減収になっていないか等です。

営農型太陽光発電は、毎年成果の報告書を提出することになっており、内容によっては県からの改善指導を受けることになり、先程委員から説明があったとおりです。

市内では本件を含めて８件の許可事案があります。再許可申請は今年度で別に１件、令和９年度は６件が見込まれます。簡単でございますが、以上です。

○議長　事務局からポイント等について、説明がありました。

番号１番につきまして、質問、意見等、ございませんでしょうか。

○○委員。

○委員　２割以上の減収では８割の収入を上げなければいけない。山南でも過去にそれだけの収益が上がらないので撤去してもらった案件がありました。そこまで農業委員会の権限で撤去しなさいと言うところまでいった。

そういうことが起こるんで、椎茸でも８割以上の収益はある訳ですね、

○委員　普及センターに聞いても全国的に椎茸栽培をやっている事例がなく、技術的な事を聞けない状態です。きのこセンター等でお聞きし、今は研究の段階。奈良県ではやってると普及センターから聞きましたが、珍しい状態です。

私が農業委員になる前から順調に８割以上収穫されてましたけれども、段々老木になってきたのと、去年は渇水、水が出なかった事のジレンマもございまして、上水道を使う訳にはいかない。既に老木は３分の１程取り替えておられますので、今後やっておられる所を担当委員として見ていきたいと思っております。残りは契約書がございますので、必ず新しいのに入れていって栽培量も増やしていくと言っておられますので。この方は色んな方から援助してもらっている方ではないです。

○議長　○○委員。

○委員　分かる範囲で教えてください。椎茸栽培で原木と菌床の２通りあり、原木と言われました。栽培経験は取り組まれた当初の６年前から、何か経験があるのですか。

○委員　最初は分かりませんが、ある程度協力してもらいながら、自分で原木に打って、経験はないです。

○委員　原木は自分で入手されるのですか。地元から。

○委員　地元ではないです。奈良県から。

○委員　自分で植菌される。

○委員　自分でされます。穴開けて。

○委員　私も昔に原木が無く遠くから入手してましたが、寿命的には３年位と思うのですが、普通でしたら。例えば、１２月に木を買って、乾燥させないようにして、丁度八十八夜ですからお茶を刈り取る頃、それまでに植菌、それから普通の山で仮伏せをしてから太陽光の所へ持って来る。普通はそういう栽培なのですが、ここは。

○委員　ここに直接持ってきて、本人が穴を開けたり菌を打ったりして、２年位でコンコンコン

としなければ収穫量が落ちますよと細かい指導も受けました。
○委員　分かりました。ガイドラインが８０パーセントで数字的なものもあるんですが、２、３年の中で発生量はありましたか。
○郎委員　発生量はありましたけれども、８割、７割到達には、４割程はあったということでございますけど。
○委員　これだけ天候の変化やら、極端に言うと椎茸栽培と太陽光発電は相反するような条件下になります。影を利用して椎茸栽培という事は、昔でしたら当然ハウスでパーテーション・遮光して、理屈に合った栽培方法でしたが、発生していれば何も。水の関係も、ショックも与えなければなりませんので。
○委員　技術的に難しいですね。外側に黒い天幕張って、山の中の椎茸と一緒です。
○委員　僅かな発生量でもあれば今年の努力次第、それの確認でした。営農型となれば、何でもありと感じましたので、その点だけです。以上です。
○委員　生産量が落ちてきたので、普及センターから指導を受けて、やってる所が少なく、原木も奈良県から取り寄せてる。この辺では中々ないのです。
○委員　経験年数があったら、その発想は無いと思います。
○委員　農業委員として経験した中で、山南では最初は豆とか色々作付を言って来る訳、地主は。それで認める。ところが生育が悪い。２か所あって、水稲はきっちりされてます。ところがもう一方はいい加減な作付け。地域委員会で毎月必ず行って写真撮ります。何月はこう、何月はこうやったと。最終的に、お宅はこう作付すると言われたけど、実際できてませんね。世話されてない。それなら次は麦を植えますと。それなら植えてください。そうしてまた写真撮る。植えたけど、ちょいちょいと芽が出て、これでは８割いけてませんと徹底的にやって初めてもう許可しませんと、撤去しなさいと。そこまで行くからね。農業委員はきっちり裏づけを持って複数で行きます。そういう事をきちんとしていかないと農地は守れない。そこが大事な所です。問題は。建てるにも相当な費用を掛けられてるし、撤去は撤去でお金掛かる。そういう事も起こります。お互いに気を付けてと思います。以上です。
○議長　色々と営農型太陽光発電は、地域毎に課題もあろうかと思います。特に、現在行っている所は、継続的に見に行くことになってますので、引き続き各地域委員会で良く見ていただきたいと思います。今回の番号１番について、ほかに質問、意見等はございませんでしょうか。
　○○委員。
○委員　収穫は、協力人とされていますか。
○委員　協力人と一緒にされてます。聞いたところ、本人と親戚の方がたまに帰って来られ収穫されてます。支援者にもお願いということです。細かい話で、椎茸でも大小あり、素人の親戚の方が大きいのを取られても、どこを取ったか分かりませんので、支援者に助けてもらってということです。以上です。
○議長　よろしいですか。
　ほかに質問、意見等はございませんでしょうか。ほかにないようでしたら、採決になりますが、よろしいですか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　それでは意見等がないようですので、採決をとります。
　番号１番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号１番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

進達ですので、許可は県の許可になります。ただ、本農業委員会として今後の内容、特に地元委員会は指導等お願いすることとして、進達とさせていただきます。ありがとうございます。

○委員　今年、原木は替えられるんですね。

○委員　１０月に３分の２、全部替えられます。

○委員　確実に確認してください。

○委員　確認します。担当農業委員として常に会話させていただきます。以上です。

～　議案第３号　所有権移転　番号１番～番号９番　～

～　議案第３号　使用貸借権　番号１番　～

○議長　議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局　議案第３号、番号１番朗読

○議長　事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員　番号１番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１番は、売買により、太陽光発電設備として利用するための申請です。図面は３７ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第２種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第５条第２項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しています。

なお、太陽光発電設備設置条例では、住宅用地の敷地境界並びに県道の境界から５０メートル以内の区域が抑制区域ですが、地元並びに隣接土地所有者から反対の意見がない場合には、太陽光発電設備の設置を認める方向であることを、事務局を通じて担当課に確認しています。

また、地元自治会と転用事業者との間で、協定書を締結する予定になっております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長　青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号１番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号１番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局　議案第３号、番号２番朗読
○議長　事務局の説明が終わりました。
　春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。
○委員　番号２番を、議席番号○番の○○が説明します。
　番号２番は、売買により、露天駐車場として利用するための申請です。図面は３８ページに示しています。
　申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第２種農地と判断されると考えられます。
　譲受人は、市外で不動産業を営んでおり、申請地に隣接する土地建物を、個人及び自社で利用しようとして取得しており、そのため知人、取引先の方が来られたときに、車を置ける駐車場がないので、周辺に迷惑がかからない一番近い申請地を利用することになりました。
　転用目的としては、車３台分の露天駐車場として利用し、造成や舗装はせず現状のまま使用するそうです。
　隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。
　また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第５条第２項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。
　御審議のほど、よろしくお願いいたします。
○議長　春日地域委員会からの確認報告が終わりました。
　番号２番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
　番号２番について、許可相当と意見を付して進達することとして、よろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号２番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。
　続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。
○事務局　議案第３号、番号３番朗読
○議長　事務局の説明が終わりました。
　山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。
○委員　番号３番を、議席番号○番の○○が説明いたします。
　番号３番は、売買により取得し、一般住宅を建築されるための申請です。図面は３９ページに示しております。
　申請地の農地区分は、公共施設から３００メートル以内に存在するため、第３種農地と判断されると考えます。
　隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。
　また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第５条第２項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。
　御審議のほど、よろしくお願いいたします。
○議長　山南地域委員会からの確認報告が終わりました。
　番号３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号３番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号３番は許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第３号、農地法第５条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いいたします。

○事務局　議案第３号、使用貸借権設定、番号１番朗読

○議長　事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員　番号１番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１番は、親子間で使用貸借権を設定し、一般住宅・車庫として利用するための申請です。図面は４１ページに示しております。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道区域にあって、５００メートル以内に医療施設、公共施設があることから、第３種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元関係者の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

転用面積は必要最小限のものであり、農地法第５条第２項には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

代替地の検討表、資金証明、使用貸借契約書案、関連法令など確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長　春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号１番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号１番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

休憩をします。

（休憩）

（再開）

○議長　予定時間になりましたので、会議を再開いたします。

～　議案第４号　番号１番～番号２１番　～

○議長　議案第４号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。
○事務局　議案第４号、番号１番、番号２番朗読
○議長　事務局の説明が終わりました。
柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。
○委員　番号１番を、議席番号○番の○○が説明します。
番号１番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は４６ページに示しております。
８月１７日に確認したところ、現地は露天駐車場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断としても特段に影響ないと見込まれます。
また、農地でなくなった時期は、昭和５５年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。
御審議のほど、よろしくお願いします。
続いて、番号２番を、議席番号○番の○○が説明します。
番号２番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は４７ページに示しています。
８月１７日に確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないものと見込まれます。
また、農地でなくなった時期は、昭和３０年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。
なお、当該地は相続人がいないため、願出者は相続財産清算人となっています。
御審議のほど、よろしくお願いします。
○議長　柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。
番号１番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
番号１番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号１番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号２番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
番号２番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号２番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。
○事務局　議案第４号、番号３番～番号１０番朗読
○議長　事務局の説明が終わりました。
氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。
○委員　番号４番を、議席番号○番の○○が説明します。
番号４番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は４８ページに示しています。

８月１９日に確認したところ、現地は住宅・物置・倉庫となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地判断としても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和５５年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会として証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員　番号５番から番号８番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号５番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は４９ページに示しています。

８月１９日に確認したところ、一筆は住宅と物置、もう一筆は進入路・露天駐車場となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和５６年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題はないと考えています。

番号６番は、地目変更のための非農地証明願です。図面５０ページに示しています。

８月１９日に確認したところ、現地は住宅・庭となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和２９年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題はないと考えています。

番号７番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は５１ページに示しています。

８月１９日に現地を確認したところ、現地は３筆のうち１筆は庭、残り２筆は車庫・倉庫となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、庭が昭和６１年頃から、車庫・倉庫は昭和４５年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題はないと考えています。

番号８番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は５１ページに示しています。

８月１９日に現地を確認したところ、現地は物置跡地となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和３９年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員　番号９番、番号１０番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号９番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は５２ページに示しております。

８月１９日に地域委員会で確認をしましたところ、現地は住宅・庭になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和２６年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会と

しては証明することに問題はないと考えております。
御審議のほど、よろしくお願いします。
番号１０番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は５３ページに示しております。
８月１９日に地域委員会で確認しましたところ、現地は倉庫・車庫となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地判断としても特段に影響ないと見込まれます。
また、農地でなくなった時期は、平成１１年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題はないと考えております。
御審議のほど、よろしくお願いをいたします。
○議長　氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。
番号４番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
番号４番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号４番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号５番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
番号５番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号５番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号６番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
番号６番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号６番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号７番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
番号７番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号７番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号８番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
番号８番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号８番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号９番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号９番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号９番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号１０番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号１０番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号１０番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局　議案第４号、番号１１番～番号１４番朗読

○議長　事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員　番号１１番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１１番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は５４ページに示しています。

８月１４日に確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧が困難であり、周囲も山林となりますので非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和５０年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えております。

よろしくお願いします。

○委員　番号１２番から番号１４番までを、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１２番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は５５ページに示しています。

８月１４日に現地を確認したところ、現地は住宅・納屋・倉庫・物置となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、一筆が昭和４４年頃、もう一筆が昭和３８年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会として証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号１３番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は５６ページに示しています。

８月１４日に現地を確認したところ、現地は地蔵堂となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和４７年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号１４番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は５７ページに示しています。

８月１４日に現地を確認したところ、現地は軽量鉄骨２階建て農業用倉庫となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和５５年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会として証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長　青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号１１番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号１１番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号１２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号１２番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号１２番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号１３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号１３番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号１３番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号１４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号１４番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号１４番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局　議案第４号、番号１５番～番号１９番朗読

○議長　事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員　番号１５番から番号１８番までを、議席番号○番の○○が説明します。

番号１５番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は５８ページに示しております。

８月１７日に現地を確認したところ、現地は共同住宅跡地になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和５１年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としましては証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号１６番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は４１ページに示しております。

８月１７日に現地を確認したところ、一筆は進入路、もう一筆は住宅の一部となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。農地でなくなった時期は平成１１年頃からです。

なお、願出者が地元の自治会長ですので、今回は副自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としましては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号１７番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は５９ページに示しております。

８月１７日に現地を確認したところ、現地は山林になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成１７年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としましては証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号１８番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は６０ページに示しております。

８月１７日に現地を確認したところ、現地は宅地になっており、一筆は物置、もう一筆は庭・進入路・露天駐車場となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和６０年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題はないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員　番号１９番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１９番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は２４ページに示しています。

８月１７日に確認したところ、現地は庭及びカーポートとなっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成１８年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、春日地域委員会としては証明することに問題はないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長　春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１５番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号１５番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号１５番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号１６番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号１６番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号１６番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号１７番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号１７番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号１７番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号１８番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号１８番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号１８番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号１９番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号１９番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号１９番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局　議案第４号、番号２０番、番号２１番朗読

○議長　事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員　番号２０番、番号２１番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号２０番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は６１ページに示しております。

８月１３日に確認しましたところ、現地は境内地となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和５０年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年3月２９日付非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

番号２１番は、同じく地目変更のための非農地証明願です。図面は６２ページに示しております。

８月１３日に確認しましたところ、現地は木造の農業用倉庫となっており、農地への復旧が

困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断して特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和５５年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としましては証明することに問題ないと考えております

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長　山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２０番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号２０番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号２０番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号２１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号２１番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号２１番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～　議案第５号　～

○議長　議案第５号、農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局　議案第５号朗読

○議長　柏原地域はないので、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員　番号１番について、８月１９日の氷上地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長　青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員　番号２番、番号３番について、８月１４日の青垣地域委員会において確認いたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、番号２番の権利の設定を受ける乙者は、同地域内の拠点で農作業に従事されておると聞いております。

○議長　春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員　番号４番から番号１７番まで、８月１７日の春日地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見

はありません。

なお、番号９番、番号１０番は契約期間が２年１か月となっております。外国籍の方で権利の設定を受ける者の在留期間の兼ね合いで、２年１か月になっております。

そして番号１２番、市外の方が権利の設定を受けると書かれておりますが、実家がこちらにあり、実家を拠点に耕作をされます。よろしくお願いいたします。

○議長　山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員　番号１８番から番号２０番まで、８月１３日の山南地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長　氷上・青垣・春日・山南地域委員会からの確認報告が終わりました。各地域委員会の内容につきまして、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

氷上・青垣・春日・山南地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、氷上・青垣・春日・山南地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

続きまして、市島地域ですが農業委員会等に関する法律第３１条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

（該当委員退席）

○議長　市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員　番号２１番から番号４７番まで、８月１８日の地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条５項の各号を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、番号３５番と番号３９番は、乙は甲の孫になり農業の拠点等問題はございません。

○議長　市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

市島地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、市島地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

（該当委員復席）

～　報告第１号　～

○議長　それでは、報告に入ります。

報告第１号、農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局　報告第１号、番号１番、番号２番朗読

○議長　事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から、補足はございますか。

○○委員。

○委員　番号１番について、議席番号○番の○○が補足します。

番号１番は、観光栗園の臨時駐車場として一時利用するもので、図面は６６ページです。

○議長　ほか、よろしいでしょうか。

○委員　番号２番を、議席番号○番の○○が補足いたします。

番号２番は森林整備工事に伴う進入路としての一時利用で、図面は６７ページに示しております。工事完了後は現況復帰と聞いております。

また、地権者と地元自治会長、土地改良区理事長、水利組合長、農会長の同意もあり、地域委員会としては一時利用に問題ないと考えております。

○議長　内容について、質問、意見等ございませんでしょうか。

○○委員。

○委員　番号１番で栗の観光農園ですけども、３か月の期間、畑は畑のまま、土地の状態は、そのまま駐車場として使われる。

○委員　はい、砕石等は敷かないと聞いています。

○委員　ありがとうございます。

○議長　ほかに質問、ございませんでしょうか。

（「質問なし」と呼ぶ者あり）

○議長　質問等がないようですので、報告第１号、農地の一時利用届について御承知おきください。

～　報告第２号　～

○議長　続きまして、報告第２号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局　報告第２号、番号１番～番号３番朗読

○議長　事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から補足ございますか。

○委員　番号１番から番号３番まで、議席番号○番の○○が補足させていただきます。

番号１番、番号２番は、基盤の入替えで、土地改良事業が終わって５０年以上経ちますが、特に部分的に基盤の悪い所がありますので、表土をめくって基盤土を入れるということです。厚みは１５センチメートル位を予定してます。

番号３番は、図面７１ページ見ていただきますように、上側に小さな里道がありますが、そこに水が溜まってますので、面積は小さいですが嵩上げをすることで、開発規制は小面積で問題ないということです。

○議長　補足説明がありました。質問等はございませんでしょうか。

（「質問なし」と呼ぶ者あり）

○議長　質問等がないようですので、報告第２号、農地の形状変更届につきまして、御承知おきください。

～　報告第３号　～

○議長　報告第３号、公共工事の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局　報告第１号、番号１番朗読

○議長　事務局の説明が終わりました。質問等はございませんでしょうか。

（「質問なし」と呼ぶ者あり）

○議長　質問等がないようですので、公共工事の届出について、御承知おきください。

～　報告第４号　～

○議長　報告第４号、農業経営改善計画の認定について、事務局説明をお願いします。

○事務局　報告第４号朗読

○議長　事務局から説明がありました。

質問等はございませんでしょうか。

（「質問なし」と呼ぶ者あり）

○議長　質問等がないようですので、農業経営改善計画の認定について、御承知おきください。

本日予定しておりました議事につきましては、これで終了とさせていただきます。

この際、何か質問、意見等はございませんでしょうか。

ないようでしたら、事務局、お願いいたします。

○事務局　（事務連絡）

○議長　事務局からありましたように、この後農業施策検討委員会がございますので、委員の方はこの後お残り頂きたいと思います。

市内どこでも稲刈りが始まっています。私も午前中に籾摺りしました。作柄は去年よりも全然良いです。ただ品質的には息子が検査員してますので、見たところ高温障害、被覆未熟が出ている。これから、それぞれ検査や集荷等行われる訳で、世間では値段が安いとかありますが、農家にとりましては、やっと出来たお米をみんなで喜べる、そういう世の中になって欲しいと思っています。

それでは、まだまだ暑いですので、それぞれ気をつけていただいて、無事に秋を迎えられますようにお祈りしまして、本日の会議は終了させていただきます。どうも御苦労さまでした。

○委員　ありがとうございました。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和８年８月２５日

議　　長　　㊞

議事録署名委員（　１番委員）　　㊞

議事録署名委員（　２番委員）　　㊞